

随意契約結果(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	出産・子育て応援交付金事業にかかる住民基本台帳等事務システム及び総合福祉システム内情報データ作成業務委託	その他	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	6,376,370	令和5年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	大阪市出産・子育て応援交付金事務業務委託(長期継続)	その他	凸版印刷株式会社 西日本事業本部 関西事業部	256,580,500	令和5年3月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	こども青少年局阿波座分室4階電話設備設置業務委託	その他	大和建物サービス株式会社 大阪支店	1,870,000	令和5年3月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

出産・子育て応援交付金事業にかかる住民基本台帳等事務システム及び総合福祉システム内情報データ作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 古田 正雄

3 随意契約理由

本市では、妊娠届出後や出産届出後において、伴走型相談支援（面談等）と経済的支援（現金 10 万円給付）を一体的に行う「出産・子育て応援交付金事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本事業の実施にあたっては、経済的支援を行う対象者に対して申請書等の郵送事務や審査を行うために、住民基本台帳や母子保健法に基づく妊娠届出の情報、児童手当法に基づく児童手当受給資格者情報が必要となる。

これらの情報は、住民登録に係る情報は住民基本台帳等事務システム、児童手当受給者資格情報は総合福祉システムのみで一括管理しており、その他システムや紙台帳など他で管理していない。

総合福祉システムは、開発当初から株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に設計・開発を委託しており、情報システムに関する高度な専門的知識を有するとともに、総合福祉システムと連携している住民基本台帳等システムの開発・保守にも携わっていることから、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。

以上のことから、本案件について総合福祉システム及び住民基本台帳等システムの開発事業者であり、これまでの改修も行ってきた株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に履行させることで、トラブル発生の際の責任の所在を明確にし、かつ、一貫した保証を持たせる必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
（電話 06-6208-9399）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市出産・子育て応援交付金事務業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

凸版印刷株式会社 西日本事業本部 関西事業部

3 随意契約理由

令和4年12月に制度が創設された出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給を行うものである。

このうち、出産・子育て応援給付金支給事務については、妊娠届出時や出生届出を行った妊婦・子育て世帯に対して支給する給付金の申請受付・審査、支払いデータの作成・管理等の事業執行における事務業務の一部を集約化したものであり、支給要件となる伴走型相談支援の実施後に速やかな給付を行うためには、効率的な仕組みと体制づくりが必要であるが、本市としては新たに取り組む業務であることから、民間事業者のノウハウを活用した体制・仕組みの整備を図るため、本業務は公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そこで、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、凸版印刷株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、凸版印刷株式会社と地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-9398）

随意契約理由書

1 案件名称

こども青少年局阿波座分室4階電話設備設置業務委託

2 契約の相手方

大和建物サービス株式会社

3 随意契約理由

当該作業は、電話端末の設置による配線の新設を行うだけでなく、電話機のグループ化や外線への接続・切断に伴うデータの設定を行う必要がある。

このため、保守業者以外の者が当該作業を行った場合、機器が正常に作動しなくなる可能性があり、緊急時の不具合等が発生した場合、保守業者が対応できないなど、今後の保証がされなくなる。

以上の理由により、当局分室として使用している西区の阿波座センタービルにおいて構内電話交換設備保守点検業務を委託している大和建物サービス株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部総務課（電話番号 06-6208-8175）